

事 務 連 絡

平成 30 年 11 月 22 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水汚泥の処理における電子マニフェストの利用促進について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

下水処理の過程で発生する下水汚泥を外部に処理委託する際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」)に基づき適切に処理していただいているところです。廃棄物処理法第 12 条の 5 に規定する電子マニフェストは、事務処理の効率化、遵法性の確保、データの透明性が図られるなどのメリットがあり、下水道事業における I C T 活用の観点からも下水汚泥の産業廃棄物処理委託契約における利用促進について特段のご協力をお願いいたします。

なお、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長より、各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局)長宛て、電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ策定に伴う協力依頼が発出されておりますことを申し添えます。

添付資料

- ・ 平成 30 年 10 月 19 日付環循規発第 1810191 号「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ策定に伴う協力依頼について（依頼）」
- ・ 電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ(環境省環境再生・資源循環局)
- ・ リーフレット「電子マニフェストをはじめよう」